

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

令和六年埼玉県告示第百十二号で公示した公共測量は、令和六年三月八日終了した旨測量計画機関であるふじみ野市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕